

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年9月21日（金）午前8時52分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	新橋 実 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	宮田 竜二 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	松元 深 君	委員	池田 綱雄 君
委員	蔵原 勇 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山口 仁美 君	議員	松枝 正浩 君
議員	植山 利博 君	議員	前川原 正人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務課長	橋口 洋平 君
財政課長	小倉 正実 君	総務課主幹	中村 和仁 君
総務課主幹	石神 幸裕 君	財政課財政グループ長	村岡 新一 君
財政課財政グループサブリーダー	堀ノ内 周作 君	総務課人事研修グループ主査	宮原 健介 君
企画部長	満留 寛 君	企画政策課長	永山 正一郎 君
情報政策課長	宮永 幸一 君	溝辺総合支所長	齋藤 修 君
企画政策課主幹	森山 勇樹 君	情報政策課主幹	河野 博志 君
溝辺総合支所地域振興課主幹	西溜 和幸 君	溝辺総合支所地域振興・教育グループサブリーダー	藤本 陽子 君
情報政策課電算・情報推進グループ主査	二宮 紀仁 君		
市民環境部長	有馬 博明 君	市民活動推進課長	山下 広行 君
環境衛生課長	出口 竜也 君	スポーツ・文化振興課長	中馬 聡 君
環境衛生課主幹	楠元 聡 君	スポーツ・文化振興課主幹	宅間 正明 君
市民活動推進課市民環境政策グループ長	住吉 一郎 君	環境衛生課環境保全グループ長	堀切 貴史 君
市民活動推進課市民環境政策グループ主査	田中 智絵 君	環境衛生課環境保全グループ主査	久米村 博文 君
環境衛生課衛生施設グループ主査	四本 久 君		
保健福祉部長	山口 昌樹 君	保健福祉政策課長	茶園 一智 君
生活福祉課長	堀切 聡 君	子育て支援課長	砂田 良一 君
長寿・障害福祉課長	池田 宏幸 君	健康増進課長	林 康治 君
すこやか保健センター所長	島木 真利子 君	生活福祉課主幹	永山 美鶴 君
保健福祉政策課主幹	種子島 進矢 君	子ども家庭支援室長	鮫島 政昭 君
子育て支援課主幹	市来 秀一 君	子育て支援課主幹	富田 正人 君
長寿・障害福祉課主幹	宮田 久志 君	長寿・障害福祉課主幹	久木田 勇 君
長寿・障害福祉課主幹	福永 義二 君	健康増進課健康増進グループ長	中村 真理子 君
子育て支援課保育・幼稚園グループサブリーダー	野村 樹 君	長寿・障害福祉課長寿福祉グループサブリーダー	秋丸 健一郎 君
長寿・障害福祉課障害福祉グループサブリーダー	白鳥 竜也 君	長寿・障害福祉課介護保険グループ主査	向吉 孝司 君
長寿・障害福祉課長寿福祉グループ主査	下津曲 聡子 君		
農林水産部長	川東 千尋 君	農政畜産課長	田島 博文 君
林務水産課長	川東 輝昭 君	耕地課長	西元 剛 君

林務水産課長補佐	山之内 治 君	耕地課長補佐	川崎 千秋 君
農政畜産課長補佐	宝徳 太 君	農政畜産課主幹	馬場 光幸 君
林務水産課主幹	岩元 龍己 君	耕地課主幹	森 裕之 君
耕地課耕地第2グループ長	八重山 純一 君	林務水産課林務水産グループ長	落水田 剛 君
農政畜産課政策グループサブリーダー	豊田 律子 君		
商工観光部長	池田 洋一 君	霧島PR課長	藤崎 勝清 君
観光課長	八幡 洋一 君	商工振興課主幹	梶 敏行 君
観光課主幹	竹下 淳一 君	霧島PR課総務企画グループ長	徳永 健治 君
建設部長	堀之内 毅 君	建設政策課長	川路 和幸 君
建設施設管理課長	仮屋園 修 君	土木課長	猿渡 千弘 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	区画整理課長	馬渡 孝誠 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設施設管理課主幹	山元 辰実 君
建設施設管理課主幹	谷口 誠一 君	建設施設管理課主幹	養田 健 君
土木課主幹	園畑 精一 君	区画整理課主幹	末永 優二 君
建築住宅課主幹	末永 明弘 君	建設施設管理課公園管理グループサブリーダー	桑幡 孝志 君
建設施設管理課道路維持第1グループサブリーダー	鶴園 裕之 君	土木課河川港湾グループサブリーダー	前田 裕明 君
建設政策課政策グループ主査	米元 利貴 君		
教育部長	中馬 吉和 君	教育総務課長	本村 成明 君
学校教育課長	河瀬 雅之 君	学校教育課長補佐	今村 靖 君
教育総務課主幹	山口 清行 君	学校教育課主幹	東中道 泉 君
教育総務課教育政策グループサブリーダー	内村 光孝 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第83号 平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

議案第84号 平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時52分」

○委員長（木野田誠君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る9月11日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。まず、次第書の裏面のとおりに、現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8時53分」

[ 現 地 調 査 ]

「再 開 午後 0時57分」

### △議案第83号 平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから、室内審査に入ります。まず、議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について、はじめに総括及び総務部関係の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について、の総括を御説明申し上げます。今回の補正予算は、9月4日の本会議におきまして、市長が提案理由で御説明いたしましたように、障がい者基幹相談支援センターの設置及び運営に係る経費や周遊観光バスの実証運行に係る経費を追加計上するほか、複数年度にわたる光ブロードバンドの整備や新たな清掃センターの建設に要する経費に係る債務負担行為の設定、地方自治法等の規定に基づく平成29年度決算剰余金の積立などを主な内容としております。その結果、歳入歳出それぞれ12億1,241万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ569億6,753万4,000円としようとするとともに、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正を行おうとするものでございます。なお、歳入につきましては、特定財源として、それぞれの事業に対する国・県支出金や市債等を、一般財源として、平成29年度からの決算剰余金の一部及び国・県からの過年度分の追加交付金等を計上しております。次に、総務部の関係につきまして、御説明を申し上げます。歳入につきましては、市債及び繰越金を計上しようとするものでございます。歳出につきましては、総務費で、地方公務員法等の改正により創設された会計年度任用職員制度への円滑な移行に要する経費、牧園総合支所等複合施設建設の変更設計に要する経費及び平成29年度決算剰余金の約二分の一相当額を財政調整基金及び特定建設事業基金へ積み立てる経費を計上しようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（小倉正実君）

平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書26、27ページ、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料1ページ、（款）20繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金8億5,816万7,000円は、決算剰余金の一部を、予算編成のための一般財源として計上したものです。歳出については、平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書30、31ページ、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料4ページ、（款）2総務費、（項）1総務管理費、（目）8財産管理費、（節）25積立金7億5,300万円は、財政調整基金への積立金4億300万円及び特定建設事業基金への積立金3億5,000万円であり、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき平成29年度の決算剰余金の二分の一を下回らない額を積み立てるものです。

○総務課長（橋口洋平君）

9月補正予算説明資料の4ページ、補正予算書は30ページになります。（款）2総務費（項）1総務管理費（目）2人事管理費は200万円を増額するものでございます。今回の補正予算は、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する観点から地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された会計年度任用職員制度を2020年4月から施行させる必要があることから、現行制度の現状把握、新制度導入における方針調査、例規影響調査及び例規改正案を業務委託することにより、法改正の主旨に基づいた制度基盤を構築し、円滑な制度移行を行うものです。同じく予算説明資料4ページ、補正予算書も30ページになります。（目）8財産管理費は総額、7億6,300万円の増額となっており、うち総務課分は1,000万円でございます。特定財源としまして、合併特例債の地方債で950万円を計上いたしております。今回の補正による事業内容といたしましては、新たに建設する牧園総合支所庁舎の複合施設部分の見直しを行うことにあたり、構造の再計算等を行うための設計業務の増となっております。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

人事管理費の関係でお尋ねをしたいと思います。今回、新たに創設をされた会計年度任用職員制度への移行に伴う取組を進めていくということでありますけれども、内容的に分かりにく部分もありますのでお尋ねしたいんですけれども、これは臨時職員について、採用方法であるとか、あるいは、任期を明確にするというようなことが言われておりますけれども、同時に期末手当等の支給を

可能とするための給付規定等についても明確にするというようなことも盛り込まれていると思えますけれども、まずそこら辺りを説明をしてもらえませんか。

○総務課長（橋口洋平君）

地方公務員法と地方自治法が平成29年度に改正されまして、その改正されました趣旨ということで総務省のほうから通知が来ております。その中の改正の趣旨というところがございまして、それにつきまして地方公務員の臨時非常勤につきましては、総数が平成28年4月現在で64万人と増加しており、また、教育、子育て等と様々な分野で活用されていることから現状において地方行政の重要な担い手となっていること。このような中、臨時非常勤の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、今般の改正を行うものであること。併せて会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給を可能とするものである。それから以上の改正に基づきまして、従来、制度が不明確であり地方公共団体によって任用勤務条件に関する取扱いがまちまちであったのに対し、統一的な取扱いが定められることにより、今後の制度的な基盤を構築するものであるということで、会計年度任用職員制度が創設されたということです。

○委員（宮内 博君）

会計年度の任用ということになると、その年度ごとに限って雇用をするというような形になりはしないのかというのがあると思うんですけども、会計年度が過ぎたら雇い止めというような形で雇用の継続性というのが保たれるのかという側面もあろうかと思いますが、その辺については、これからどういうふうにしていくかということを検討することになるんだろうと思えますけれども基本方向として、どのような考え方で臨んでいこうと考えておりますか。

○総務課長（橋口洋平君）

確かに、会計年度任用職員は、その会計年度で雇う最長1年が基本なんですけれども、ただし、これから条例の内容については、検討していくんですけど国からの通知によりますと、まず、任期がありまして、会計年度任用職員の任期については、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定めるものとする。この際、従来の取扱いと同様、当該非常勤の職と同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者が平等取扱いの原則や成績主義のもと客観的な能力の実施を経て、再度任用されることはあり得るものであることという通知が来ておりますので、まず基本的にその職を、ただ漫然と続けるのではなくて、その職が本当に次の年も必要であるかどうかということを精査して、必要であると判断されたときには、その職員が再度任用されることもあり得るといふような通知がきております。

○委員（宮内 博君）

国会の議論の中でも、そのところはなされているんですけど、高市総務大臣は、この制度発足に当たって、いわゆる雇止めを行うとか、処遇を引き下げようようなことは、本趣旨に副わないと答弁をしている背景があるんです。今の課長のほうから説明の中にもそういった部分が、雇用の継続も可能だというようなことが述べられているということでありますけれども、やはり議論をされているように雇止めを行うための措置として、これが対応されるということになってはいけませんし、住民サービスをいかに継続させるかということ等を考えても、そういうことがあってはならないと思うんですけども、霧島市としては、これが雇止めにつながるようなことにはならないような、そういう取組は堅持するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

基本、先ほど言った通知のとおりなんですけれども、まだ基本的にその職が必要であるかどうか、やはり健全財政というのを堅持するというのも大事なことだということに思っておりますので、毎年、事務量調査を致しまして、そこにどれだけ人が必要か、臨時職員が必要なのかということ調査して、その上で判断して、臨時職員の配置というものをしているところでございます。そういったことからまずは、本当にその職が必要なのかということ、まず精査した上で、必要であるならば再度の任用というものも可能であるというふうに考えておまして、決してこれをもって職がな

いから雇止めするために職をなくするわけではなくて、あくまでもその業務というのが必要かどうかというのを判断してから任用につきましては、検討していくこととしたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

同時に常勤の職員と同じような業務を行う職が存在をする場合には、常勤職員として雇用をする。あるいは、正規職員化を図っていくという取組なども当然必要になってくるのではないかというふうに思うんですけれども、その辺も含めてどのような対応をしていくのかということを検討するということで理解してよろしいですか。

○総務課長（橋口洋平君）

正規職員の任用につきましては、あくまでも競争試験ということになりますので臨時職員を長く続けているとかということで正規職員にするということはないということでございます。あくまでも競争試験ということが基本でございます。それから業務内容が正規職員とほぼ同じような仕事をしているという指摘もありますけれども、少なくとも、例えば責任の大きさとかということになりますと、正規職員のほうが責任を取らなければならないということで、そういったことからみますと正規職員でやる業務、それからある一部の業務を臨時職員に任せる業務というのは分けた上で任用をしていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

そのこの部分についても、高市総務大臣が国会で答弁をしている部分があるんですけれども「常勤職員と同様の業務を行う職が存在するということが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員制度ではなく常勤職員や任期付職員の活用について、検討することが必要だ」と述べているわけです。今課長のほうから答弁がありましたように競争試験というのが、一つの大前提になるだろうというふうには思いますけれども、そういう経験を積んだ方に対して、そういった制度適用の可能性もあると、正規職員として任用するということも自治体の判断で可能であるということなども示しておりますので、そういうことも一つは根拠にしてぜひ、制度の条例整備に当たって精査をしていただければと思いますけれどもどうでしょう。

○総務課長（橋口洋平君）

その職の、例えば、高度な専門性でありますとか、そういう経験、知識が必要なものそういうものにつきましては、任期付の制度というのを先般、制度をつくったばかりでございますので、そういった形で任期付でそういった専門的な職員というのは、そういうことがあり得るかもしれませんが、基本的にやはり非常勤の職員につきましては、やはり非常勤の業務ということをやっていたとこの形で運用したいと思っております。

○委員（松元 深君）

財産管理費の牧園総合支所庁舎及び牧園福祉センター複合施設の建設事業で、建設工事設計変更を行うということですが、その流れは市長が最初の所信表明のときに言われた、そういう流れで、こういうふうになったのかも一回、その流れをお知らせいただきたいと思えます。

○総務課長（橋口洋平君）

牧園庁舎の移転につきましては、平成28年度から取り組んでいるところです。その平成28年度から設計等が始ったんですけど、そのときには、牧園老人福祉センターのほうで、その指定管理者である霧島市社会福祉協議会や市の事業、通所介護予防事業のデイサービスを受託していたところです。平成29年度の介護保険制度の改正によりまして、この通所介護予防事業というのが平成28年度で終了いたしました。そういうことで社会福祉協議会では、自主事業等でデイサービスを使った機能訓練等を利用する予定はないということで、また市においても新たに機能訓練室を整備して、その施設を貸出して行う事業の計画はないということで、当初設計にありました機能回復訓練室とそれに伴う浴室、その部分を今度減じまして、当初ありました集会室と相談室はそのまま残します。機能回復訓練室と浴室部分を減らすということで、今度の設計変更になったところでございます。

○委員（松元 深君）

牧園総合支所庁舎に関しては、前と変更はなかったという確認でよろしいでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

庁舎の部分につきましては、そういったことなんですけども、その外構でありますとか、当初の計画では足湯でありますとか、それから馬のモニュメントでありますとか、それから屋根の上に4面の時計台を設置するとかがあったものですから、当初はその計画であったんですけども、やはり先行しております福山総合支所庁舎、それから横川総合支所庁舎、やはり同程度のものにすべきではないかという議論もありまして、そういったところも当初案からはずしまして、また設計をし直すということでございます。

○委員（山田龍治君）

関連して、その今度、変更される大体の減額した建設に係る費用というのはどのくらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

当初の計画では、約8億900万円を予定しておりましたけれども、今回、設計を見直して面積が小さくなります。そういうところを考慮しますと約7億2,400万円程度を考えています。

○委員（山田龍治君）

口述書を見ると、今回の複合施設の部分の見直しを行うと書いてございますけれども、先ほどの松元委員の説明と同じになるのか、どういった形でその複合施設が当初の計画してたものと、これから計画しているもの、どのような変更があるのか、もう一度説明してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほど説明しましたように、温泉部分と機能回復訓練室等が不要になることからそちらの面積のほうは減っていきます。減っていくんですけど、全体的には総合支所部分は変わりませんが、全体的な構造計算の見直しをしなければいけない点、全体面積が少し小さくなったものですから配置としても、もう少し見直すところがあるのではないかと、前に出したり横にずらしたりというのができて、少しでも利用しやすくなればということもありまして、配置については全体的なところも、もう一回見直すことになると思います。その辺が今回変わる場所です。

○委員（山田龍治君）

庁舎の部分と複合施設の部分と、この庁舎部分にどのくらい、そして複合施設にどのくらいというのはある程度の数字は分かるのでしょうか。分かれば教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

工事費の割合の話でしょうか。工事費については、庁舎部分がどれくらい、複合施設部分がどれくらいという計算はまだ出ていないところです。

○委員（山田龍治君）

この庁舎建設にさかのぼりますけれど、これを移転しようと思った目的、それをお話いただけないでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

牧園庁舎につきましては、御存知のとおり高台にございまして利用者が車がないとなかなか利用しにくい、それと下のほうからお客用のバスが出ているんですけども、バスを利用しなきゃいけないということで、それと経費も掛かったり、それから現在の庁舎自体が、一番多いときで約200人くらいいたと思うんですけど、現在、臨時職員まで入れて30人程度ということで、大きくて維持管理費も掛かるということ。それからやはり下のほうの旧牧園老人福祉センターがあったところに移転する予定なんですけども、そちらでありましたら周りのほうに金融機関でありますとか、JAでありますとか、病院、工場、郵便局、そういったのがかたまっていて、そういったところに複合施設、総合支所を移転することによって、小さなまとまりが、拠点ができるのではないかということもありまして、現在の牧園総合支所から旧老人福祉センターがあった所に移転しようというふう

に至ったところでございます。

○委員（山田龍治君）

以前の予算の委員会の中でも維持管理費、これに関しては庁舎を移動した場合でも旧庁舎に維持費が同額掛かるという話を答弁を頂いたと思いますけど、そこは変わらないんでしょうか。

○委員長（木野田誠君）

この補正予算に沿った質問を心掛けてください。

○総務課長（橋口洋平君）

現在、年間1,500万円ぐらい維持費が掛かっているんですけども、あの大きさを1,500万円ですので、今度造るのは小さくなりますので、全体的な維持管理費のコストというのは大分減ってくるのではないかと考えております。

○副委員長（新橋 実君）

今回、設計の変更、構造の再計算を行うための設計業務ということで、1,000万円みてあるわけですけど、これまでの設計の予算というのは幾らだったんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

当初、総合支所関係の建設工事の設計業務委託は、契約金額で2,268万円で契約しております。

○副委員長（新橋 実君）

今回の1,000万円を入れて3,268万円、これについては、ある程度の設計はできているんじゃないんですか。多少は変更があると言われましたけど、そういったものを示すことはできないんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

変更後はできていません。前につくった図面がありまして、それからここを減らせばこれぐらいは減るよねというようなものはありますけれども、ちゃんとした図面というのはないです。

○副委員長（新橋 実君）

これは一部には、前の図面が出ていたところもありましたが、やはり私たちにも図面ができたときには示すべきと思うが、その辺はどのように考えていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

修正設計が終わって、皆様に見せられるような形になれば平面図、立面図等は可能かと思えます。

○副委員長（新橋 実君）

面積は、今まで福山と横川を言われましたけど、庁舎の面積はどれくらいになりますか。そこと比較してどうなりますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

庁舎部分に関する面積は、約700㎡ということで、福山総合支所、横川総合支所とさほど変わらないです。

○副委員長（新橋 実君）

構造計算するというので、RCかなんかになると思いますが、その辺はどうですか。木造ではないですね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、木造で造る計画です。[「構造計算は」と言う声あり]

○建築住宅課長（侍園賢二君）

構造計算は必要です。構造計算をします。

○委員（宮内 博君）

先ほどの答弁の中で既に建設をされている福山総合支所庁舎、横川総合支所庁舎と同じような事業費にする必要に迫られているというようなことでありましたけれども、ちなみに福山総合支所庁舎と横川の庁舎と面積は、大体同じ程度ということでもありますから総額の事業費はどうだったんですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

福山庁舎が総事業費 2 億 18 万 7,000 円、横川庁舎が 2 億 1,683 万 5,000 円程度になっています。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、今回見直しをしたとしても 5 億円ほど事業費が掛かると、同じようなこの先発の庁舎に合わせるということはほど遠いということになるんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうしても必要な施設が、その横川や福山にない施設が何が必要なのかと、立面図等も示されておられませんので議論が十分できないんですけど、ただ私どもの知り得る情報では、既に一部では出回っていると聞いているんですけど、ここの委員会の中でそれが示されないというのは、やっぱり十分な議論を確保するというにはならないのではないかと思いますので、先ほど新橋委員からもありましたように、まず当初予算の見直しをしていくということを市長も述べられておりました、この間、どのような形で立面図等がつけられているのかということをお示しいただけませんか。先ほどの課長のほうからは 4 面に時計台を設置をしたりとか、そういう部分を取り除くということがありました。当然それは執行部は持っているという話ですよ。そこをもう一回議論をしていただいて必要な資料として当委員会に提出いただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

最初に金額の件ですけれども、今回牧園総合支所には、ほかの総合支所と違う点として図書室が増えております。それと福祉関係に先ほどありました老人福祉関係の事務室とか、そういう集会室や相談室は残りますので、その辺の面積が増えております。その点でほかの総合支所から比べると面積が総合支所以外の部分の面積が増えているという点と金額につきましては、横川総合支所で 4 年、5 年前になりますので、単価が変わってきている、経費が変わってきているというところで工事費の事業費に係る金額が非常に上がっております。そういうところから金額が大幅に上がったと考えております。もう一つ、図面の件ですけれども当初設計した図面というのがありますので、それを提出することは可能です。

○委員（宮内 博君）

委員長のほうから、提出することは可能だということですから提出をしていただけるように要請をいただいて、この議論に間に合うように配付いただくようお願いをしたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 時 3 4 分」

「再 開 午後 1 時 3 6 分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。図面を提出してもらおうということでよいですか。[「はい」と言う声あり]

○委員（仮屋国治君）

横川と福山の総合支所と同程度の庁舎にするというのは、何となく分かるんですけども、それでは、なぜ当初に先ほど落とされるとおっしゃった外構であるとか、足湯であるとか、時計台であるとか、馬のモニュメントであるとか、こういうものは何を目的としてこういうものを造ろうとされたのか、そして、それをどういう理由で落とそうとされたのか、そこだけは明確にしておいていただけませんか。

○総務課長（橋口洋平君）

当初、足湯でありますとか、モニュメントとそういったものにつきましては、223 号沿いにありまして、丸尾方面に行く、交通とか観光客が通る道だということで、その辺で一息入れるでありますとか、そこに寄ってもらうとかという考え方で、その部分を当初は入れておりました。しかしながら、やはり、先ほど申しました先行の福山、横川との均衡を考えましたり、あと今度造る庁舎の向かい側に物産館のようなものができて、そこに大きな駐車スペースができて、そこでトイレ休憩



をされたりということも可能になったという事実もございまして、そういったところで似た施設というのは、すぐそばには必要ではないのではないかというふうな考え方から、そういった当初のコメントであるとか、時計台というのは、はずすことに決定したところでございます。

○委員（仮屋国治君）

全ての庁舎が同じレベルである必要はないという認識でいるんですけれども、あえて牧園であればそういうものがあってもよかったのではないかと思ったりもするわけでありましてけれども、私も市民の皆さんからいろいろ聞かれますから市長が実際おっしゃったわけですから新市長の判断でこうなったということでもよろしいんでしょうね。

○総務課長（橋口洋平君）

最終的には、そのようなことであります。

○副委員長（新橋 実君）

先ほど庁舎の面積を聞いたんですけど、複合施設について、図面が来れば分かるわけですけど、複合施設の面積を教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

当初設計の複合施設の面積は、約689㎡で考えていました。これが今回、400㎡から500㎡程度に200㎡から300㎡程度少なくなると想定しています。

○副委員長（新橋 実君）

坪単価が変わったと思うのですが、坪単価か㎡単価を教えてください。福山、横川が幾らで今回の牧園が幾らになったということで、それが分かれば教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、計画しているのが、平米単価で約46万7,000円です。[「福山と横川」と言う声あり] 福山庁舎が28万5,000円、横川庁舎が31万円です。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありますか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時44分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、図面を配付していただきました。説明をお願いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平面図が1部ありまして、平面図の左奥のほうに温泉施設、女子浴室、男子浴室、女子脱衣室、男子脱衣室、機能訓練室が左上にあります。この部分が全体的になくなるということで、この部分を押ししていくイメージです。立面図のほうが4面2枚示してあります。上のほうに時計台がのっているというのが大きな特徴の図面です。それから先ほど㎡単価で申し上げましたので坪単価ではないということを申し述べておきます。[「時計台は」と言う声あり]

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、全体的に面積も減りますので屋根の形状も少し見直すこととなるのかなと考えております。時計台もなくなる予定ではあります。

○委員（池田綱雄君）

時計台はなくなるような話しですが、4面と言われましたね。時計台だけでどれくらい減りますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

時計台だけで幾らというのは積算していないところです。

○建築住宅課主幹（末永明弘君）

時計台自体も建物の一部で付属して、時計台だけのせているものではないので、木造で立ち上げて木造の一部として組み上げているものですから、その数量だけを拾い上げて、時計台が幾らという積算をしていないものですから、今回その修正設計をさせていただき上で、その時計台の部分の構造材等が減額されていくというのは間違いないと考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括及び総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時47分」

---

「再開 午後 1時51分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画部関係の補正予算について、御説明申し上げます。今回の補正は、超高速ブロードバンド未整備地域において光ファイバ網を整備する電気通信事業者に対して、市が事業費の一部を助成する方式により年次的に整備を推進することとする霧島市光ブロードバンド整備計画を定め、第2表、債務負担行為補正において、光ブロードバンド整備事業を、平成30年度から平成31年度までの期間、限度額8億5,700万円として追加するものであります。事業内容については、情報政策課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○情報政策課長（宮永幸一君）

次に、今回の事業内容について、霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき説明いたします。別冊の整備計画の1ページに「1はじめに」として、本市のブロードバンド環境整備の経緯と、全国的な情報通信の急速な進歩に対応するために、超高速ブロードバンドの整備が進んでいない山間部の地域の整備を進める必要性をうたっています。1ページから2ページにかけての「2現状と課題」では、固定系超高速ブロードバンドの全国、鹿児島県、霧島市の世帯カバー率、本市のカバーエリア、中山間地域にお住まいの方のニーズ、電気通信事業者のサービス等に係る現状と課題をうたっています。2ページから3ページにかけての「3整備方針」では、「光ファイバを主とした超高速ブロードバンド整備を進める」「光ファイバ網整備が実施できる電気通信事業者に対し、事業費の一部を助成することにより基盤整備を促進する」「ケーブルテレビインターネットが整備済みの溝辺地区の考え方」を定めています。3ページから4ページにかけての「4対象地区と整備スケジュール」では、整備地域を12か所に分けて、それらを年次的に4か所ずつ整備していく内容を説明しています。（1）の第1期は2018年度に霧島地区、牧園地区の丸尾・宿窪田地域、山ヶ野地域を除く横川地区の人口密集地の整備を進めます。（2）の第2期は2019年度に牧園地区の万膳・安楽地域、横川地区の山ヶ野地域、隼人地区の嘉例川地域の人口密集地の整備を進めます。（3）の第3期は2020年度に福山地区、国分地区の上之段・松ヶ野地域の人口密集地の整備を進めます。なお、各期の第1段階で整備する人口密集地の外側は、第2段階として住民ニーズに配慮してエリア拡大を行うことから、2021年度までに事業を完了することとしています。最後の5ページに整備計画対象地域を地図にて示しております。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、第1期の光ブロードバンドの整備事業費として、8億5,700万円の債務負担行為を行うと

いうことであります。本会議でも若干議論がされたところでありまして、総事業費が16億3,030万円ということでありました。その補助率は二分の一ということでありましたけれども、補助金そのものはないということで、民設民営だということでありまして、起債に関しては充当率95%ということでも活用できるということでありました。それで、一つには、起債率の関係で、充当率95%ということでありまして、そのことについて今回8億5,700万円の債務負担行為を行うわけでありまして、どういうふうになるのか。そして、後々、地方交付税として措置される金額がどれほどになるのか、その辺をまずお示しただけませんか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

95%の地方債につきましては、交付税の算入額を5億6,987万円と見込んでいます。

○委員（宮内 博君）

要するに、8億5,700万円のうち、その95%を起債ができるということですよ。率では今示されませんが、そしてそのうちの5億6,987万円が地方交付税の対象となるということで理解してよろしいですね。まずその確認です。

○情報政策課長（宮永幸一君）

はい、答弁のとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

これは当然、民間事業者が引き受けるかどうかということが、一つは大きな課題になってくるのではないかと思うんですが、今回、横川、牧園、霧島の人口密集地を中心に整備するということでありまして、そのエリア内の世帯数はどれぐらいになると考えていらっしゃいますか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

今回の補正の部分で、霧島、丸尾、牧園、横川の人口密集地の整備につきましては、世帯プラス事業所数も含めまして、約7,400件を見込んでおります。

○委員（宮内 博君）

今回の計画で7,400世帯ほどということでありまして、民設民営という形での整備ということですので、先ほど申し上げましたように、この計画に既に手を挙げるといような事業者が出てきているのかどうかというのはよく分かりませんが、その辺のことについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

まず、現状で霧島市の超高速ブロードバンドを整備している電気通信事業者は3社ございます。それと、過去平成20年度から21年度にかけて中山間地域のブロードバンド未整備の地域を整備した電気通信事業者がございまして、そこも合わせて4社、今、整備をする事業者としては対象になるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

先ほどの起債充当率、地方交付税とは、合併特例債の事業をこれに当てるといことだろうと思うんですが、同時に、国は情報通信基盤整備事業というのを既に制度として確立しているんですが、これはケーブルテレビが主体的に関係するのかなと思っておりますが、公設公営の場合の事業費補助ということになるんですが、これと比べてもこの現行制度いわゆる民設民営でやったほうが、財政的にも取り掛かる事業としても早いというような判断なんでしょうか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

国の超高速ブロードバンド整備に係る支援の制度としましては、情報通信基盤整備推進事業というのがありまして、これにつきましては、地方公共団体が光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助するというものがございまして、これは例えば、霧島市の場合ですと、国庫補助率が三分の一、市町村負担率が三分の二で、補助裏として、過疎債とか辺地債とかの活用は可能だということでございます。ただし、これを活用した場合には公設になりますので、実際その後の後年度負担という部分で、ランニングコスト、維持管理、何年か

経つと機器の更新、実際ケーブル等の張替えも出てくるわけです。あと最近はあまりないですけども、いろいろな災害が起こったときの災害復旧に係る費用というのも自治体のほうでどうにかしていけないといけないという事情を考えますと、今回、採用する民設民営の一部助成ということになれば、初期の投資だけで後年度負担は起きないと。あとはずっと民間事業者が維持管理、災害復旧の費用についても、みていくということになりますので、長期的に考えますと民設民営方式で、市のほうが財産を持たずに民間のほうで運営をしていただいたほうが得だという判断をしたところ  
です。

○委員（宮内 博君）

先ほどの説明の最後の部分、資料の4ページのところの関係ですけど、今回整備をしようとしているのはあくまでも人口密集地域というのが基本だと私は理解しているんですけど、企画部の情報政策課のほうで作成いただいた資料の中にも「人口密集地を中心に整備」というふうに書いてありますから、第3期事業までも特に整備するのは人口的には密集しているところというのが重点かなと思いますけれども、まずそのところを確認しておきたいと思います。

○情報政策課長（宮永幸一君）

今回の補正予算の事業費の内容につきましては、今、宮内委員からもありましたように、人口密集地を中心に整備を進める部分でございます。ただし、前々から懸案だったのが、例えば全域に整備をするとすると、以前から話がありました地域情報化計画の中でも試算した場合にケーブルテレビを整備した場合には50億円程度掛かるというのがございました。それも懸案事項でございましたので、私どもも総務省の地域情報化アドバイザーをしていらっしゃる鹿児島大学の升屋教授のところに向いて、霧島市の現状も含めて今後の情報通信の展望とか、御自身の今までの御経験も含めまして助言を頂いたところでございます。そうなりますと、基本的には今から人口が増えることはあまり考えられないと。ということは、逆に言えば今のところを維持していくということですね。ですので、もちろん新規の加入者もあるとは思いますが、現状、ADSLのインターネット契約を結んでいるところの整備が基本になるだろうという中で、それでもやはり地域地域のまとまった部分の人口密集地を先に整備して、あとは必要な部分だけ広げていくということになるのであれば、全体的なコストダウンにつながるのではないですかという助言を頂いたことで、整備の仕方としては第1段階で人口密集地を整備しまして、第2段階でその人口密集地の外側の部分でインターネットを使いたいという意思のある方のエリアまでは広げていこうという考えで計画をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ということであれば、あくまでも民設民営でやっていくということになりますよね。エリア外のところでもそういう希望があったときには、公設公営でやろうということではないという話ですよ。それで、そういったときにも、今回のような手当てをしていくというような方向に持っていこうという考えなんですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

基本的には、この計画の期間の中で整備を完了する予定でおりますので、それ以降に申し出があった場合には、基本的に私どものこの民設民営の手法の計画ではないものですから、あとは電気通信事業者と実際使いたいという方との交渉にもなりますし、例えば、後々、企業誘致を目的として工業団地を造るとかそういうふうになりましたら、その辺の判断も電気通信事業者の判断で、採算性が見込まれるのであれば民間主導でエリアを広げていくということになります。

○企画部長（満留 寛君）

補足させていただきますと、今回、平成30年度で債務負担行為を設定いたしております。この債務負担行為の8億5,700万円につきましては、平成30年度中には事業が終わりませんので平成31年度までの債務負担行為を設定いたしております。これは第1期という形ではありますが、この第1期で先ほど説明のありました人口密集地を整備いたします。それから漏れた部分については、希望

があればその年度以降になると思いますが、第2段階として希望のあるところは整備をするという形になりますので、第1期で整備をするのが平成30年度から31年度にかけてですが、その折に整備できなかった部分については平成32年度以降にそういった希望のあるところは整備をしていくという考えを持っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ただ課長のほうからありましたように、私が同じような手当てをしていくのかと先ほど質問しましたけれど、そうはならないというようなことではなかったかと思うんですけど、部長のほうからの答弁を聞いておりますと、整備していくという、主体的にこちらが取り組んでいくというふう聞こえるわけですけど、私がお尋ねしたいのは、今回二分の一の事業費を助成するというような形でやるんだけれども、そういう希望があったときには、同じような対応をするんですかということを知っているわけですけど、そのことをはっきり。

○企画部長（満留 寛君）

先ほども申し上げましたように、まずは第1段階で人口密集地を整備いたします。それで漏れたところで、光ブロードバンドを整備してほしいという世帯があった場合については、その翌年度以降に整備を致します。ただ、それは説明にも書いておりますとおり、第3期が2020年度を予定しております。ですから、2020年度予算に計上いたしますが、それは最終的には2021年度まで掛かる予定であります。その2021年度までには事業費の二分の一程度を電気通信事業者のほうに助成すると考えているところで、2022年度以降については助成は考えていないところでございます。

○委員（仮屋国治君）

今のところの確認ですけども、2018年度、あと半年間しかないからできないだろうと思っていましたら、各期とも2年間ずつの事業年度があるという理解でよろしいですね。それと口述の中で、2021年度までに事業を完了することとしていますとなっていますけれども、これは人口密集地の外側はという意味ではないですよ。この書き方でいくと、人口密集地の外側は2021年度までに事業を完了することとしていますというふうに捉えられるわけですけども、実際は2022年度以降ということよろしいですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

計画の4ページの最後に第4期というふうにございますけれども、ここで2021年度で第3期に整備した地区で整備済みのエリア外からサービス加入があった世帯までのエリア拡大を図るということをおっしゃっておりますので、第3期の人口密集地以外の部分をこの2021年度で拾って整備をするということになります。

○委員（仮屋国治君）

大したことではないんですけど、事業は2021年度に始まって2022年度で完了するのではないかと申し上げているんです。

○企画部長（満留 寛君）

この4ページにもありますように、第3期2020年度に整備した地区でサービス加入申出があった世帯を2021年度で整備いたしますので、2022年度以降には整備は及ばないというふうに考えております。

○委員（松元 深君）

格差の解消を目的とした今回の整備には含まれないということで、ケーブル地区があるんですが今回の整備には含まれないとは理解しているのですが、また新たな整備計画等、例えば光ファイバーではなくて無線的なものが、時代の流れがあった場合には、また計画もあり得るという確認をしてよろしいのか伺っておきます。

○情報政策課長（宮永幸一君）

以前、MCTと打合せをしたときに、MCTの考え方としましては、山間部の整備については無線というのも考えてはいらっしゃるようでしたけれども、無線の種類もいろいろあります。携帯の

無線もありますし、FWAという教育委員会が学校教育のために実際無線を使ってやっているものもありますけれども、昨年の10月に総務省との意見交換会を行ったときにも、教育委員会のほうからは今実際にやっているその無線方式については会場の光の影響とか山間部であれば木々の成長によって電波が遮られたりして、接続が安定しなかったりとか、そういう意見もおっしゃっていましたので、総合的にそこは検討していきたいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時20分」

「再開 午後 2時24分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費の(項)1農業費において、(目)4畜産業費、5農地費、6農道及び用排水路整備事業で、合計1億5,098万3,000円の増額補正、(項)2林業費において、(目)1林業総務費、5林業整備事業で、合計435万5,000円増額補正しようとするものです。また、7月4から8日にかけて、台風7号及び梅雨前線豪雨により被災した農地や施設等機能回復を図るため、(款)11災害復旧費の(項)1農林水産施設災害復旧費において、(目)1農地農業用施設災害復旧費、(目)2林業施設災害復旧費で合計5,030万円増額補正しようとするものです。なお、農林水産部における総体では、農林水産業費、災害復旧費合計で、2億563万8,000円を増額補正しようとするものでございます。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（田島博文君）

平成30年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の8ページをお開きください。(目)04畜産業費では、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携・集結した畜産クラスターの取組を推進するため、地域一体となった収益性向上に必要な施設整備を支援するもので、経済連子豚供給センターでは簡易子豚舎10棟の整備や浄化槽の改修を、(株)Jファームでは肥育豚舎5棟の整備を行うものです。取組主体は、霧島市畜産クラスター協議会で、二つの事業主体に対し、負担金補助及び交付金で合計1億4,949万6,000円計上しており、財源につきましては、全て県費となっています。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（西元 剛君）

次に、耕地課の一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第2号）等説明資料の8ページをお開きください。(目)05農地費の農地管理事務事業において、県営農村振興総合整備事業（霧島西部地区）が平成29年度に完了したことに伴い、創設換地として市が取得する分について、清算を行おうとするもので、補償補填及び賠償金23万円を計上しております。なお、財源につきましては、全て一般財源となっております。次に、(目)06農道及び用排水路整備事業費の農道・用排水路整備事業において、暗渠排水路が個人所有地に越境している部分の用地を取得しようとするもので、公有財産購入費125万7,000円を計上しております。なお、財源につきましては、全て一般財源であります。次に、同説明資料の12ページをお開きください。(目)01農地農業用施設災害復旧費の現年補助農地農業用施設災害復旧事業において、台風7号及び梅雨前線豪雨

により被災した農地・農業用施設を、早急に復旧し機能回復を図ろうとするもので、工事請負費1,500万円を計上しております。なお、財源内訳は、農地災害復旧分担金100万円、現年補助耕地災害復旧費県補助金825万円、農林水産業施設災害復旧事業債520万円、一般財源55万円であります。次に、同説明資料の13ページをお開きください。現年単独農地農業用施設災害復旧事業において、台風7号及び梅雨前線豪雨により被災した農地・農業用施設を、早急に復旧し機能回復を図ろうとするもので、3,030万円を計上しております。内訳は、修繕料1,300万円、委託料100万円、使用料及び賃借料1,600万円、公有財産購入費20万円、補償補填及び賠償金10万円です。なお、財源内訳は、農林水産業施設災害復旧事業債850万円、一般財源2,180万円であります。以上で、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成30年度農林水産部林務水産課の一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の9ページをお開きください。今回の補正は、（目）林業総務費において、福山地区のであいの森森林公園内の遊歩道に設置している「そよかぜ橋」が、手摺り部分等の腐食が進んでいることから、高欄等の補修を行い、利用者の安全確保と早期の利用再開を図るもので、修繕料250万円を計上しております。（目）森林整備事業費においては、効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりや木材の安定的な供給体制づくりを進めるため、北始良森林組合がふるさとの森生産性強化対策事業を活用し、高性能林業機械フェラーバンチャザウルス1台を導入する1,626万9,000円のうち、市の上乗せ負担金185万5,000円を計上するものです。次に、13ページをお開きください。（目）林業施設災害復旧費においては、台風7号及び梅雨前線豪雨により被災した林道を復旧し、早期に機能回復を図るもので、使用料及び賃借料500万円を計上しております。次に、補足説明をさせていただきたいと思っております。別冊の1ページと2ページを御覧いただきたいと思っております。そよ風橋は、福山地区でまきばドームの南東側に隣接する自然林の中の木製歩道橋として、近隣の森林整備の機能的効率の推進を図るとともに整備区域を一体的に整備することにより、自然景観に配慮した森林効果相互利用として造られたものでございます。平成14年3月に完成し、県から平成15年3月に施設の維持管理及び災害復旧については、引継ぎを受けております。橋の延長50m、幅2m、高さ約10m、木造トラス歩道橋として主要構造物は、杉材でございます。高欄部分に県産のヒノキ材を使って耐久性を高めるためのブラインド材により、主要構造物トラス材を雨と紫外線カラーをしたデザインの橋となっているところでございます。その状況につきまして3ページから4ページのほうに腐食部の写真を付けておりますので、御覧いただきたいと思っております。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

ただいまそよかぜ橋の説明があったわけですが、この橋の腐食については、よく見れば相当いつているなと思うんですけど、木質はスギだろうかヒノキだろうか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

高欄部分につきましてはヒノキ材を使用しております。

○委員（宮内 博君）

そよかぜ橋に関連しますけれども、現場は欄干部分が腐食しているということなんですけれども、ここの施設を案内する表示板があるんですけど、これまで年月が経過しているということで老朽化もあって表示板を見ることができないと。剥離している部分もかなりあるということでもあります。今回の計画の中に、これらの改修も含めて入っているのかどうか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

先ほどの資料の中で2ページのほうに詳細図がありますけれども、確かに歩道に入る部分が両サイドあるんですけど、かなり腐食していることを押さえております。今回の部分につきまして、この表示板の補修というふうには今のところは入っておりません。

○委員（宮内 博君）

施設整備の経過とかも含めて、一つの学習の機会としても活用できると思いますので、今回入っていないということですが、せっかく整備をした施設でありますから、経年劣化でこのような状況が見られるものについては、早急に手立てを講じてほしいということは要請をしておきたいと思います。それと8ページの耕地課の関係でありますけれど、排水路の暗渠等が個人所有地に入っていたということで、これを取得するということがありますけれど、隼人町の内ですね、どの辺りでどういう状況になっているのか、その辺を御説明ください。

○耕地課長（西元 剛君）

場所は旧志学館大学に登るところを、登らずにまっすぐ直線に行ったところの急傾斜地の鼻切のところなんですけれども、当時、土地所有者から所有地内に暗渠が入っているという申し出があり現場を確認したところ、暗渠が私有地に敷設されているということが判明しました。当時は急傾斜を含めた排水が宮内原用水路へ合流していたんですけれども、昭和45年頃の県営事業によりまして、それを用水路の下をアンダーで通すバイパスの工事を行っております。その後、昭和50年に国調等もあったんですけれども、経緯は不明でございますけれども、現状と致しまして民地の中に水路が入っているという状況でございますので、所有者が用地を取得されまして、その所有者からその水路敷きを買収してくれという要望がございました。

○委員（宮内 博君）

公共施設が私有地の中にも入っているということをごらんでください。これまでその申し出がなければ気がつかなかったと。事業そのものは県がやったんですかね。市内にこういったものというのは先方から申し出がないとなかなか掴めないものなのか、一般質問でもありましたよね、払い下げの申請をしたらそこに排水路が入っていたということがあったんですけれど、その辺はどんな作業といいますか、全体が共通で認識するような形になっているんですかね。

○耕地課長（西元 剛君）

一般質問でもございましたけれども、平成17年度に権限移譲を受けた里道、水路等につきましては、全体で3,000kmほどございます。それと農道が500kmほどございますけれども、その中で把握するということはなかなか難しい困難なところもあるんですけれども、その土地利用等の状況を今後関係課とも協議していきながら、土地利用の変動があるようなところにつきましては確認しながら把握に努めていきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

8ページですが、畜産業費の豚舎の整備の中で浄化槽改修とありますが、これはどういった改修になるんですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

浄化槽の改修については、今回、子豚舎を増設するというで現在の浄化槽の処理能力を超えてしまうということで、そのための改修ということで経営主体からは確認をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

改修というかやり替えるということですか。浄化槽というのはFRPとかありますけれども、そういう形になるわけですか。それともRCとかで造られるんですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

私が確認している範囲では改修という形で既存の分を現行の増頭分に対応するために改修をするんだという形で確認をしているところでございました。

○委員（新橋 実君）

今は既設のできあがった浄化槽が住宅でもどこでもありますよね。そういう形になると思うんですけれども、ほとんど補助金でなっていますので間違いはないと思いますけれども、あと福山のあいの森森林公園の話が先ほどありましたが、ヒノキにされているようでしたけれども、今後、こ



の改修は品物は何でされるのか。同じヒノキでされるのか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

高欄部分については取替えということでヒノキを使います。そのヒノキの上に銅版を全面に当てようということを計画しております。

○委員（新橋 実君）

ヒノキだけでは、特に水が当たるところですから、塗装をすればある程度腐食も防げると思いますので、しっかりとその辺も対応していただきたいと思います。もう一点、農地費の耕地課分なんですが、農地管理事業で23万円というのは団地名が幾つか書いてあるんですけども、この23万円はどういうふうな形で分けるんですか。

○耕地課長（西元 剛君）

清算に伴いまして、道路が1万5,092㎡、水路が7,493㎡、合計で61筆の2万2,950㎡清算換地がございます。それで平米当たり10円ということで22万9,500円ということになっております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時43分」

「再開 午後 2時57分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有馬博明君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民環境部関係の補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算は、環境衛生課の敷根清掃センター施設整備基本構想・基本設計等業務で、新たな清掃センターの建設に要する経費に係る債務負担行為の設定と低公害車導入支援事業の増額補正を行うものでございます。また、スポーツ・文化振興課の体育施設維持管理事業の増額補正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、御審査の程よろしくお願い申し上げます。

○環境衛生課長（出口竜也君）

環境衛生課に関する平成30年度一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。平成30年度一般会計補正予算（第2号）4ページ、平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、40ページ、41ページ、62ページ、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料、7ページ、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の4ページをお開きください。敷根清掃センター施設整備基本構想・基本設計等業務につきましては、新たな清掃センターの建設に要する経費に係る債務負担行為を設定するものでございます。敷根清掃センターは、稼動開始以来15年が経過し、老朽化に伴い焼却能力と公害防止能力を維持するための維持補修費等が増大していくことが予測されることから、施設の更新の在り方について、焼却炉の更新の方法、工事費、完成後の維持管理費など様々な観点から検討を重ねてまいりました。その結果、「施設の建替えとする」「焼却炉方式は、ストーカ炉とする」「建替えの場所は、敷根清掃センター周辺とする」「施設の本稼働は、2025年度を目指す」という4点を基本として施設整備を行う方針を決定いたしました。そこで、測量・敷地造成設計業務、基本構想・基本計画策定・基本設計業務及び生活環境影響評価業務等を主とした業務について計上したものです。限度額は、1億5,386万1,000円で、期間は平成30年度から平成32年度までとしております。平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の62ページをお開きください。財源内訳としましては、国庫支出金2,550万3,000円、一般財源1億2,835万8,000円で

ございます。次に、平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の40ページ、41ページ、併せて平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の7ページをお開きください。（目）環境対策費でございますが、低公害車導入支援事業に350万円を増額しております。本事業は国の補助を受けて低公害車を導入する個人又は法人に対して、市が上乗せして補助金を交付するものですが、当初予算に計上していた30件を上回る申請が見込まれることから、不足分の35件、350万円を増額しようとするものでございます。財源は、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金からの繰入金350万円を充当しております。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

スポーツ・文化振興課に関する平成30年度一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、56ページから57ページ、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料、12ページ、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の56ページをお開きください。（目）社会体育施設費でございますが、体育施設維持管理事業（指定管理者以外）に1,870万円を増額いたしております。その内容ですが、溝辺体育館において、雨漏りが発生し、雨天時の体育館利用に支障をきたしています。本施設は、2020年燃ゆる感動かごしま国体のハンドボール会場であり、また、各種大会やイベント等も開催されることから、屋根を改修し、機能回復を図るものであります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

敷根清掃センターについてお尋ねいたします。説明では、建て替えの場所は敷根清掃センター周辺とするということでしたが、国道からの取り付けは今の進入路を使うのか、あるいは別の所なのかお尋ねします。

○環境衛生課長（出口竜也君）

敷根清掃センターの増設の場所につきましては周辺と考えておりますので、進入路は、現在の国道からの進入路を使う計画でございます。御指摘は安全対策だと存じておりますが、そちらについても併せて検討したいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

国道からのあの進入路は非常に危険です。今までも何人かの議員から信号機はできないかといったような質問があったと思います。余りにも急で信号も付けられない状態となっております。あの進入路を使うのであれば、この際、入りやすいような、また信号ができるような取り付け道路にしてもらいたいなということと、もう一点は、あの進入路を使うとなると、山手のほうは大きなたくさん石があるわけです。大雨のとき、あの石が幾つか落ちてきて、ごみを運べなくなったらどうするのかと危惧しているのですが、この際、思い切って進入路を変えてみたらどうかと思います。今からの測量設計ですから、このことも十分頭に入れて進めていただきたいと思います。どうですか。

○市民環境部長（有馬博明君）

敷根清掃センターの改築に当たりまして、副市長をトップに庁内の調整会議を月に一、二回継続して行っております。これまでの議論の中で、そういった新しい取り付け道路であるとか改良であるとか、災害対応であるとか、そういったことも十分に議論をしているところでございます。したがって、基本設計あるいは清掃センターの1日当たりの車両台数とかはごみの量に伴うでしょうし、入口のほうも危険であることは十分認識しておりますので、今後の推進会議を含めた庁内の会議で、更に検討を進めてまいりたいと思います。

○委員（平原志保君）

敷根清掃センターの件ですが、未来館で扱っている牧園、横川のごみは、今回、敷根清掃センターのほうに集約していくつもりなのか、そうではないのか。設計をする時期には、その辺の方針は

決まるんですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

一般質問でも答弁いたしましたとおり、今後、未来館あるいは関係市町とも協議、調整をしていきたいと思っております。現在のところは決まっておきませんので、今回の債務負担行為の中で、基本構想、基本設計が出ましたら、来年の今頃までに炉の規模を決めないとはいけません。すなわち処理区域をどうするかということも確定しないとはいけませんので、今後1年がリミットだと思いますので、十分のシミュレーションとか協議を重ねていきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

敷根清掃センターの関係ですが、現在の処理能力は81 t が2基で162 t ということです。今回の計画では、処理能力等をどういうふうに計画していこうと考えていますか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

処理能力につきましては、今ありました処理区域を広げるのかどうかによっても違いますし、将来のごみ量、15年、20年後を見越して設計しないとはいけませんので、ごみの量をどのように見積もるかということに関わってくるのですが、現在、ごみの分別収集を行って、可燃ごみも少しですけどやや減る方向が見えております。あと人口の問題、経済の状況といったこともありますので、この1年間での基本構想、基本計画の中で、先のこともシミュレーションしながら、設定していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

確かに、可燃ごみについては、平成27年度対比で3.4%ほど減少してきています。トン数で1,207 t ぐらい減っていると。おっしゃるように、これから人口の減少に入っていく推計もなされているという状況も併せて考えていくと、ごみ量は、当然、減少傾向にあるのではないのかなど。当然、資源ごみの回収であるとか、再生のために、どう取り組んでいくのかということも継続してやっていかないといけないということになります。ただ、先ほどありましたように未来館との関係があるということですが、未来館については、ストーカ炉に変更をして、期間がそれほど経過していないという現状にありますので、そういった状況も加味した上で、今後検討していくということになるんでしょうが、その処理能力の関係で、総合的に検討した上で、基本的な設計に入っていくということになるんでしょうけれど、どのくらいの時期に最終的な結論を出して進めていこうとしているんですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

今回、造成関係、そして本体の設計のための委託関係の債務負担行為をお願いして、認められましたら本年度の後半から契約に入りまして、来年度、再来年度の中盤辺りまでには、設計関係を仕上げないといけないと思っております。したがって、設計のほうは基本設計ですけれども、再来年度とはいえ、炉の規模が一番中心的な数値になりますので、遅くとも来年の今頃までには炉の規模も確定しないと、後半の基本設計に入っていくのかと思っております。したがって、1年がリミットと考えています。

○委員（新橋 実君）

総務環境常任委員会でも現地を見たり、新しい施設を見たりして、執行部もいろいろと見学されたと思うんですが、モデルとして考えているものがありますか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

最近更新したようなところだろうと思います。先般、先進地視察ということで熊本市の西部清掃工場を見学してまいりました。地震を経験されて、避難所等にも活用されたということで、災害対策の面でも対応できるように設計していかなければならないということは学んだところでございます。今後、いろいろな先進事例を見ながら、将来にわたって、市民に活用していただけるようなものを研究したいと考えております。

○委員（新橋 実君）

せっかく造るんですから、一番いいものを造っていただきたいと思います。溝辺体育館の件でお伺いします。築何年になりますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（宅間正明君）

昭和60年度にできておまして、築33年になります。

○委員（新橋 実君）

これまで、雨漏りの修繕というのはされたことがありますか。

○市民運動推進室長（中馬 聡君）

分かっている範囲内では、合併後の平成23年度に屋根の修繕で、一部、アルミパネルのコーキングを行っています。

○委員（新橋 実君）

ここの造りはコロニアルになりますか。今回のこの修繕はどういった形で修繕をされますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、全面補修ではなくてジョイントの部分を中心にコーキングをしたり、今、下の方から見て漏れている所が分かっていますので、その周辺を塗膜防水ということで改修していきます。上のほうに明り取りのトップライト等がありますので、その周辺のコーキング関係もすることになると思います。

○委員（新橋 実君）

1,870万円計上してあるわけですがけれども、これは全面ではないんですか。一部ですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、転落防止のための足場を設置してからということになりますと、やはり全面ではできないということで、漏れている所を中心に、その周辺を中心にするということになります。

○委員（新橋 実君）

屋根の防水の保証というのは、普通10年みるわけです。築30年たっているわけですので、せっかく足場を組むのであれば、私は全面やったほうがいいと思います。また後で、ほかにも絶対出てきますよ。全部やっても、そんなにお金は掛からないと思いますが、その辺は、どういうふうを考えていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今漏れている箇所が大体分かっていますので、今回、LEDを設置する工事を発注したいと思っています。そうすると室内に全面的に足場を設置しますので、その際に我々も足場に乗って、屋根面に近い形で漏れている箇所を詳細に見ることができると考えられます。そこで、どこから漏っているのかを明確にして、その周辺を補修していくという形がベストだと考えています。

○委員（新橋 実君）

30年も経過しているわけですから、全面やったほうがいいと思います。今はそうかも分かりませんが、今後、また他のところが出てくれば、またそういう形になると思いますよ。今回行う工事は、実際、どれくらいの平米数になるんですか。この建物の屋根の面積はどれくらいですか。

○建築住宅課主幹（末永明弘君）

今回、防水を行う面積と致しましては755㎡、屋根全体面積がこの5倍くらいあります。この5倍ぐらいの面積を全部防水すると、概算ですけれども6,000万円から7,000万円掛かるような試算になりますので、今回、雨漏りがある所が6か所、7か所、ある程度想定できていますので、今、課長が言ったように、下からも確認ができるので、今回、その部分的なものを強制的に止めてしまおうかという形で予算を計上いたしました。

○委員（新橋 実君）

塗膜防水ですよね。塗膜防水の平米単価は幾らですか。

○建築住宅課主幹（末永明弘君）

今回行う塗膜防水はアクリル系を使う予定にしています。平米当たり概ね5,000円から6,000円掛

かるような形になります。

○委員（仮屋国治君）

溝辺体育館屋根改修ですけれども、ハンドボール会場になるということですから、県補助の対象にならなかった理由が何かあったら教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

補助対象となるのは、先ほど言いましたLEDで、ハンドボールがあるんですが、750ルクスの明るさが必要なんです、それに照度が満たないので、それについては、県の二分の一の補助の対象となります。屋根については対象外ということです。

○委員（久保史睦君）

溝辺体育館の屋根についてですが、恐らくこの一部分だけがボロボロになっているということは、今から経年劣化とともに、まだまだボロボロになってくると考えれば、一気に全面やったほうがいいのではないかと個人的には思うんです。実際、足場を設置することが、一番お金が掛かると思うんですが、足場代だけで幾らぐらい掛かっているんですか。

○建築住宅課主幹（末永明弘君）

概算での積算しかしていないところですが、転落防止の足場なので、単管足場等を使って全面全周を回すような形と材料の荷揚げ関係については枠組みの足も使って、概ね三百四、五十万円くらいになっているところですよ。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で市民環境部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時22分」

「再開 午後 3時25分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の商工観光部関係について、御説明申し上げます。今回の補正におきまして、観光費では観光バス運行事業において、霧島周遊観光バス実証運行の継続に係る予算を、施設管理費では市内各種観光施設維持管理総務事業において、台明寺溪谷公園の護岸復旧工事にかかる予算をそれぞれ計上しており、観光費301万8,000円、施設管理費1,000万円を増額補正しようとするものであります。なお、歳入につきましては、観光バス運行事業に充当する財源として、特定基金繰入金による特定財源240万円を計上いたしております。以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、各担当課長が、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の霧島PR課関係について御説明申し上げます。平成30年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書では、歳入が24、25ページ、歳出が46、47ページ、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料では9ページになります。まず、歳出について説明いたします。平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の9ページをお開きください。（目）4観光費301万8,000円の補正は、二次アクセスの充実として本年1月から実証運行を行っております霧島周遊観光バスにつきまして、これまでのアンケート結果や利用状況を踏まえ、既存コースの見直し、及び新たなコース設定を行った上で、来年1月からの継続運行

に関する経費でございます。具体的には、現在、隼人駅と霧島神宮駅から出発する便を国分駅発着とし、また、現在の2台体制のうち1台については、錦江湾を臨む新たなルートとして縄文の森や福山地区を巡るコースを設定し、霧島ルートと錦江湾ルートの2コースで実証運行を行う予定といたしております。財源と致しましては、歳入の(款)19繰入金、(項)2基金繰入金、(目)2特定基金繰入金(節)6ふるさといばいやんせ基金繰入金の240万円を特定財源として繰り入れることといたしております。なお、一般会計補正予算(第2号)の4ページ、第2表債務負担行為補正のとおり、事業の周知や定期運行化につなげるため、来年1月からの実証運行を平成31年度においても継続的に運行する経費として、債務負担行為の補正976万9,000円を計上いたしております。

○観光課長(八幡洋一君)

次に、観光課関係について御説明申し上げます。平成30年度一般会計補正予算(第2号)に関する説明書で、歳出が46、47ページ、平成30年度霧島市一般会計補正予算(第2号)等説明資料では10ページになります。(目)5施設管理費の補正は、市内各種観光施設維持管理総務事業に係る経費として、平成29年度に施工した台明寺溪谷公園の護岸復旧工事の際、上流部に新たな洗掘箇所が発見されたため、機能回復を図るための工事請負費1,000万円を増額補正するものであります。

○委員長(木野田誠君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(蔵原 勇君)

1月から実施された周遊バスは、好評だという話を聞いたんですけれど、午前9時に隼人駅を出られて、終着はどこに何時頃ですか。

○霧島PR課観光企画グループ長(徳永健治君)

隼人駅発と霧島神宮駅発とあるのですが、隼人駅発の西郷どん号が午前9時に出ます。各観光施設めぐり、霧島神宮駅に13時29分に着く予定となっております。りょうま号が、同じく午前9時に霧島神宮駅を出て、隼人駅に12時51分に着く予定となっております。折り返しは、西郷どん号が霧島神宮駅を14時発で隼人駅に着くのが17時51分で、りょうま号が、隼人駅を13時50分発で霧島神宮駅に17時39分となっているところです。

○委員(蔵原 勇君)

先日、利用者とバスの運転手と話をする機会がありました。乗り心地とか景観は抜群だということでした。朝9時に隼人駅を出て、観光地を回って、5時半から6時頃に帰り着くと。その帰り着く時間を3時か4時にしたらどうかと希望を聴いてみたら、途中の霧島神宮で降りて、そこから帰る人が多いということも聴いたんです。今度、時間の見直しを考えられていると思うんですけれど、利用者の声は、どのようなものが寄せられましたか。

○霧島PR課長(藤崎勝清君)

利用者からは非常に高い評価を頂いております。その中で、出発地と到着地を同じにさせていただきたいという声、あるいは体験施設などを盛り込んでいただきたいという声、それと他の場所にも行きたいということで、今回の福山コースをつくりました。それと隼人駅の出発と到着の場合、利用者の駐車場として隼人庁舎を使えるようにしています。国分の市街地からの今後の利用者を見込みまして、新たに国分駅前をバス停として、土日に市役所周辺の駐車場を利用できるようにしました。蔵原委員からありました時間が長いということの解決策については、これまでは隼人駅を出発しまして、途中、西郷公園、西郷どんの宿などを巡って丸尾方面まで行くと。帰りの便についても、丸尾周辺に宿泊された方々のことを考えまして、同じように西郷公園や西郷どんの宿を回るようにしていました。その結果、どうしても帰りが遅くなり、かつ観光地での滞在時間が短くなる。もう少しゆっくり買い物や体験をしたいといったような声もありましたので、資料の霧島コース(案)の2行目、霧島神宮の下のバス停も利用できるようにして、あわせて、途中の観光地は午前中に回ったというこれまでの利用状況を踏まえて、霧島神宮から先は丸尾、空港、隼人駅、国分駅ということで、いわゆる急行扱いとすることで、隼人のほうにも帰ってこられるような時間設定に致して

いるところですか。

○委員（久保史睦君）

体が不自由な方や障害のある方の利用は多いですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

当初の運行の段階で、障がい者の関係する団体と協議を致しました。乗車もですが、観光地のバリアフリーも大切になってまいります。そういうことで、通常、大型バスの利用時は荷物は下のほうに積みませけれども、このバスについては貸切運行ではなくて、通常路線バス運行と同じ形ではあるんですが、車いすは、そちらのほうに必ず載せるような形で、また、着いた所に階段があったりしますので、介助ができる方に一緒に乗っていただくということ等もお願いしました。運行事業者のほうには、障がい者については、本来はバスの運転手は事故等があったら、介助ができないんですけれども、可能な範囲で十分な配慮をとってもらおうということなどを、協議をしながら対応をしているところですか。

○委員（久保史睦君）

今回の新しいコースの案などが資料にあるのですが、答弁の内容を踏まえた上で、今回、検討していくという認識でよろしいですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

観光地のハードの部分でどうしても解決できないところがございますけれども、停留所の位置についても、観光する所まではある程度舗装がされているとか、そういったところを現地で確認しながら、バス停の位置等を調整したいと思っております。

○委員（蔵原 勇君）

要望ですが、運転手の話では隼人駅のロータリーではなくて、道路沿いにだと乗降の際の安全が保てないと。できれば駅のロータリーは広いので、そこは使えないかということだったのですが、その辺の話はなかったですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

御意見のとおりであるかと思えます。駅のロータリーに止めたほうが、駅の利用者にも目に付きやすく、雨の中で待たれる方に対しても、おもてなしにつながるのかと思っております。ただ一方で、一般車両あるいはタクシーの駐車位置にもなっておりますので、これについては再度JRと協議をしたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

台明寺溪谷公園について、今回新たに洗掘箇所が見つかったということです。あそこは、岩が非常に多い場所ですが、どういう形での復旧作業を行うのですか。

○観光課長（八幡洋一君）

コンクリート殻については持ち出さずに、現地で盛土材とか根固め材として利用したいと考えております。階段部の下のほうが約2mくらい洗掘されていますので、現地確認をした上で、そこを水止めしながら、今のところはコンクリートを流し込んでというようなことになろうと思っておりますが、1年間ぐらいはそのままの状況ですので、その辺も含めた形で現地での打合せを考えています。

○委員（新橋 実君）

今日は雨が降っていて、水が非常に多かったと思うんですが、かねてはそれほど水は流れていないと理解していいですか、作業には、ほとんど支障はないと理解していいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

通常も今日の3分の1くらいは流れておりまして、洗掘された部分は見えなくて、手を入れないと分からないという状況で、私たちも確認をしております。平成29年の工事のときも、大きいフレコンバックを上流のほうに入れまして、水の流れを対岸側に変えて、そこに水が来ないような形で作業をしておりますので、そういった同じような形態での工事内容になるかと思えます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時42分」

「再開 午後 3時44分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（堀之内毅君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計予算(第2号)について御説明申し上げます。建設部の関係では、天降川ふるさとの川河川公園に係る河川堤防管理委託料をはじめ、市道宿窪田線の踊橋補修及び丸岡公園の木製遊具改修に係る工事請負費、去る9月4日の議会の全員協議会で説明いたしました浜之市土地区画整理事業区域内における直接施行を実施するための経費、道路及び河川の被災箇所等を復旧するための経費を計上しております。以上で建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

補正予算に関する説明書14ページから15ページ、補正予算説明資料10ページ、(款)15国庫支出金(項)2国庫補助金(目)5土木費国庫補助金(節)3社会資本整備総合交付金、社会資本整備総合交付金965万3,000円は橋梁長寿命化修繕事業の交付金であり、補助率は55%です。補正予算に関する説明資料20ページから21ページ、補正予算等説明資料11ページ、(款)16県支出金(項)3委託金(目)6土木費委託金(節)5河川公園管理業務費、河川公園管理業務費200万円は天降川ふるさとの川河川公園に係る河川堤防管理委託に全額充当するもので、うち89万2,000円については財源組替を行います。補正予算に関する説明書28ページから29ページ、補正予算説明資料14ページ、(款)22市債(項)1市債(目)6災害復旧債(節)2公共土木施設災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債650万円は、単独道路施設災害復旧事業に係るもので、充当率100%です。補正予算に関する説明書48ページから49ページ、補正予算説明資料10ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)1道路橋梁維持費、橋梁長寿命化修繕事業1,756万円は、2級河川石坂川に架かる市道宿窪田線の踊橋の床版コンクリートの剥離及び鉄筋の露出が著しく、平成29年度から補修を行っていますが、新たに支承部の損傷が判明したため、工事請負費1,756万円を追加計上し、橋梁の長寿命化を図るものです。補正予算に関する説明資料52ページから53ページ、補正予算等説明資料11ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、公園管理事務事業の委託料110万8,000円は河川堤防の除草作業回数を増やし、ふるさとの川河川公園の景観を充実するものです。公園改修事業の工事請負費900万円は老朽化に伴い平成29年6月より使用禁止にしている丸岡公園木製遊具を改修し、施設の機能を向上させることで公園の利用促進を図ります。補正予算に関する説明書60ページから61ページ、補正予算説明資料14ページ、(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、単独道路施設災害復旧事業4,650万円は、台風7号及び梅雨前線豪雨等により被災した市道を復旧し機能回復を図るほか、二次災害の発生防止のために修繕料650万円及び委託料4,000万円をそれぞれ追加計上するものです。

○土木課長（猿渡千弘君）

補正予算に関する説明書50ページから51ページ、補正予算説明資料10ページ、(款)8土木費(項)3河川費(目)1河川管理費、河川維持管理事業460万円は、市管理河川における浸食箇所や小規模な被災箇所等を速やかに修繕し、災害発生を未然に防ぐための修繕料を追加計上するものです。補正予算に関する説明書60ページから61ページ、補正予算説明資料14ページ、(款)11災害復旧費(項)



2 公共土木施設災害復旧費(目) 1 土木施設災害復旧費, 単独河川施設災害復旧事業520万円は, 台風7号及び梅雨前線豪雨により被災した河川施設の速やかな機能回復を図り, 二次災害の発生を防止するために, 災害復旧時の重機借上に係る使用料及び賃借料を追加計上するものです。

○区画整理課長(馬渡孝誠君)

補正予算に関する説明書52ページから53ページ, 補正予算等説明資料10ページ, (款) 8 土木費(項) 5 都市計画費(目) 2 土地区画整理費, 浜之市土地区画整理事業2,692万7,000円は, 市の直接施行により工作物等の移転・撤去を実施するための経費で, 委託料590万円, 使用料及び賃借料22万7,000円, 工事請負費2,080万円を計上するものです。

○委員長(木野田誠君)

ただいま建設部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

11 ページの丸岡公園の木製遊具の関係でありますけれども, 昨年の6月からもう使用禁止にしてもう1年以上が経過しているということでもあります。長期の休みなども子供たちが利用できる施設であるわけですが, かなり時間を要しているなというふうに感じるわけです。対応としてこれが最も早い段階で対応ができる手法だったのかどうかという点ではどうなんですか。

○建設施設管理課長(仮屋園修君)

昨年の6月に使用禁止にしましてから期間的には長く感じるんですが, この間, 丸岡公園の遊具の在り方について, 例えばこれは木製ですが, これを新設で行う有利な事業はないか, それから例えばこれを修理してどれぐらい使えるか, そこら辺を協議している期間が少々長くかかったところでもあります。

○委員(宮内 博君)

少々長くかかったということでもありますけれど, 随分時間的にかかるものだなと改めて思うんですけれど, それは木製だということも一つは大きな要因となったのかなと思いますが, そういう点では, 通常のような素材を使って遊具を造る場合はあるわけですが, そういうのから考えると時間的に検討を要する施設だったということなんですか。

○建設施設管理課長(仮屋園修君)

この木製遊具につきましては, これまでも二十二, 三年でしょうか, 簡易的な維持補修はしてきたところではありますが, どうしても木製ということで今回のこの金額に至ったわけですが, この遊具を含めた全体的な計画はまた今後ということでもあります。

○委員(宮内 博君)

ちょうど私, 今年の桜の季節にあそこを訪れたんですけれども, ロープが張ってありまして, 子供連れの御家族が10人ほど周りにブルーシートを敷いてそこでお弁当を食べているわけです。目の前に遊具はあるんだけど子供たちはそれを使えないという状況を目の当たりにしたものですから, それが昨年から続いているということでもありましたから, 当然, 執行部のほうも努力はなさっているだろうとは思いますが, 代わる施設が近くにないものですから, そういう点ではまた引き続きどういふ対応をやっていったらいいのかという点で, 善処をお願いしたいと思います。

○委員(宮田竜二君)

本日, 現場でアイテム変更の資料を頂いたんですけれども, こちらのほうも今回の予算の中に入っていると思うんですけれども, ここには遊具が三つありますけれども, それぞれ何基ずつ導入して値段は幾らなのか教えてください。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー(桑幡孝志君)

今日お渡しいたしましたアイテムの資料の中の値段をお知らせいたします。ゆりかごスイングは材料費として7万4,000円です。あとファイヤーマンポールが11万2,000円です。あとクライミング板は15万8,000円になります。

○委員(宮田竜二君)

これは1基ずつ導入するのでしょうか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

現在付けてあります施設の部分を一部変更という形になります。それで部分的にひとつひとつのアクションを変えていって、その一個ずつの単価が先ほどお知らせした金額になります。個数的には1個ずつです。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、これは築何年で、こういう大型コンビネーション施設は耐用年数はどれくらいで施工しているのかお尋ねします。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

通常の木製遊具につきましては、メーカーとしましては10年の使用期間が有効になっております。鉄製になりますと15年ということで、メーカーはそう推奨しております。[「築何年か」と言う声あり] 今回のは平成12年度に設置しておりますので、今17年目ということになります。

○委員（池田綱雄君）

耐用年数が10年ぐらいということですよ。老朽化したところを造り替えるんだということですが、私はもう全体的に老朽化していると思います。だから4,500万円かかったものを900万円で修繕というのは微々たる問題です。私は全体的に老朽化してきているのにここで900万円かけてまたどこかがすぐ傷むというような心配をするんですけれど、その辺はどうなんですか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

この複合遊具を新たに造ろうとしますと大体4,000万円から5,000万円程度掛かるということで、今回は1,000万円をかけてリニューアルをして、この遊具自体は先ほど言いましたように10年から15年持つわけですが、その間に、例えば丸岡公園のこの遊具を有利な事業を導入して新たなものができないかということは今後検討していきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

耐用年数が倍くらい過ぎていますよね。木ですからあちこち腐食していると思います。これに900万円かけて果たして何年持つのか。その辺はメーカーさんとかとちゃんと打合せをしているんですか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

今回、専門業者の立会いのもと行いまして、先ほどお答えしましたように、床材についてはこれまで何度か補修をしてきておりますので、今回、ほとんど全面的に柱を換えますので、その柱についてのメーカーの補償としましては10年ということで、今回の補修をしようという決定になっております。

○委員（池田綱雄君）

柱部分は換えるということですが、ほとんど木でできています。別の部分は老朽化というのはないんですか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

説明が不足しましたが、壁材と屋根の部分の板材も換えていきます。それで先ほど言ったように、床材については何度か補修をしておりますので、そちらは使える所はそのままということで、外から見えるところの材部につきましては換えていきます。

○委員（池田綱雄君）

4,500万円、今は五、六千万円かかるとは思いますけれど、そういう耐用年数がきたものをもう一回ということでやるのには900万円というのは少な過ぎると私は思うわけです。900万円かけて10年持てばいいんですけど、捨て金にならないように十分検討していただきたい。

○副委員長（新橋 実君）

その業者は専門の業者ですか。以前造った業者が工事をされるんですか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

今回の見積もりに関しましては当初のメーカーも呼びまして、17年経っておりますので、今入っている木材よりいろいろな新材が出ております。今回使うのは、今一番使われております高熱加圧の処理をした集成材を使うということで、柱については先ほど言ったようにメーカーとしては10年ということで補償していただくということで、この修繕に踏み切りました。

○副委員長（新橋 実君）

柱は10年補償するが、全ては補償しないんですか。今回リニューアルするわけですがけれども、全てを10年補償するわけではないんですか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

重要構造物である柱ですので、柱についてはそういう見積りがされております。あとは床材とかにつきましては消耗になりますので、それぞれ今後の耐久を伸ばすために修繕あるいは補修をしていかないといけないということで、遊具としての補償は新規ではないですのでもらっておりませんが、主部材ということで頂いております。

○副委員長（新橋 実君）

柱だけは10年間補償するけれども、もしほかの部分で事故等が起こったときはこれは市のほうで補償をします。もし何かあれば市の保険で対応するということですか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

事故等が起こるその前に施設の点検については十分、指定管理者と市で連携をとって進めていくつもりですが、そういう事故が発生した場合は市のほうで保険対応ということになるかと思いません。

○委員（宮内 博君）

土地区画整理費の関係で、今回、直接施工をするということで予算が提案されているんですけども、先の全員協議会の中でそのことについては若干説明を頂いているんですが、本来であれば、土地所有者が事業をやらなければいけないというのを、承諾を得られないということで、代わって執行するという形になるんですけど、移転補償費についても交渉ができなかったという経過だったろうと思いますが、今回2,692万7,000円という事業費が組まれているんですけど、現地は工作物としてあるのは石積みの塀がある程度かなと思うんですけど、建物はないですね。それで減歩率が18.7%ということで決定しているということでもあったわけですが、市役所が直接施工ということになりますと、請求を所有者にしていかなければいけないということになるんですが、それは移転補償費の中でこれは消化できるというようなことになるのでしょうか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

直接施工の場合は、施工者自らの費用で工作物等を移転するので、移転に要する費用のうち、施工者が実施する工事に要する費用に相当する部分の金額は補償することを要しません。しかし、その他の損失については工作物等の所有者との協議の上補償することになります。

○委員（宮内 博君）

そうなんだけれど、この金額は相手方、いわゆる所有者に請求をするものは含まれないと。全てこの金額の中で収まることになるのかということですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

この金額で収まるということになります。

○委員（宮内 博君）

確認ですが、減歩をされました土地を土地所有者に渡すということになるんですけども、そこも含めて、移転補償費、登記類も含めて、それが全て含んだ段階で所有者が特別に支出をするというようなことは伴わないという理解でよろしいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

支出は伴わないということによろしいです。

○委員（蔵原 勇君）

補正予算説明書の10ページなんですけれど、土木課の河川管理費の中で、国分が1件、福山が5件とありますけれど、この国分地区は最近の災害なのか。この前の7月のなのか、場所はどこですか。郡田川ですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

河川は郡田川になります。

○委員（蔵原 勇君）

郡田川の豊北橋と清水橋の中間の60mくらいのあそこですか。具体的に。

○土木課主幹（園畑精一君）

今、蔵原委員からあったところは県の災害でやっています。今週、災害査定がありました。ここで挙げているのは、北永野田駅のすぐ下の所の河川になります。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

先ほど新橋副委員長から質問がありましたときに、保険対応は市でとお話しましたが、詳しくは、その保険対応というのは指定管理者と市、それぞれどちらかで対応すべきだと思うのですが、その事故の内容等異なるかと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時13分」

「再開 午後 4時15分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育部関係につきまして、御説明いたします。平成30年度一般会計補正予算書（第2号）、3ページをお開きください。今回の補正予算は、(款)10教育費のうち、(項)2小学校費、824万2,000円を増額しようとするものでございます。補正の内容と致しましては、経済的理由により就学困難な児童に対する学用品費等の援助について、小学校入学後に支給していたものを入学前に支給するための経費でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審査をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

学校教育課に関する平成30年度一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第2号）の54ページ、一般会計補正予算（第2号）等説明資料の11ページを御覧ください。(款)10教育費、(項)2小学校費、(目)2教育振興費について、824万2,000円を増額補正でございます。内容は、平成31年4月の小学校入学予定者に、新入学学用品費を、入学前に前倒しして「入学準備金」として支給を行うものであります。認定者見込数203人は、小学1年生世帯の児童数に占める準要保護認定者数の割合の伸び率を基に算出しております。支給については、10月から開催予定の就学時健康診断の際に、お知らせと申請書を配布し、12月28日までに申請していただき、審査の後、2月下旬から3月初旬に支給の予定でございます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

来年小学校に入学する子供さんを対象に入学前に入学準備金を支給できるように改善をするということであります。今年の3月には、中学校の新入学生についてそういう対応をしていただいたと

ころでありますけれど、先ほど前段のところでは課長のほうから、準要保護認定者数の割合について、その伸び率を0.158とおっしゃったと思いますけれど、小学校については新中学生と同時にできない大きな理由の一つに、推計値がなかなか難しいという、中学生の場合は小学生のときに要保護の対象の子供であった場合には同じように中学校に上がるわけだから推計が容易だということで、早く実施ができるということであったんですが、この数値については、昨年の段階では示されていなかったということなんでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

示されている、いないということではなくて、小学校に入学する子供に、こういう制度を示したりする、そういう準備ができていなかったということで、結局、今回基にしております数値は、過去の小学校一年生の準要保護率を基に算定したということでございます。

○委員（宮内 博君）

過去の小学一年生の準要保護率を基に算定したということですが、それは霧島市の過去の数字を基にされたということで理解してよろしいですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

そのとおりでございます。本市の小学校一年生の数から算定しております。

○委員（蔵原 勇君）

有り難い制度で非常に喜ばしいんですけど、12月28日までに申請していただいて、それ以降に平成31年4月入学の子供さんで、転入の御家族のお子さんはどうなるのか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

その方々につきましては、入学後の通常のこれまでの時期に支給する形で進めております。

○委員（山田龍治君）

口述書に「12月28日までに申請いただき、審査ののち」と書いてありますけれど、この審査というのは何をされるんですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

入学前準備金というよりも準要保護に該当するかどうかということの所得を通した審査でございます。

○委員（新橋 実君）

1人当たり幾らになりますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

1人当たり4万600円でございます。

○委員（新橋 実君）

4万600円でこういったものを予定しているということですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

それぞれの家庭が必要とする入学前に必要なものというのはそれぞれ違うんですけども、ランドセル、制服等が一番出費としては大きなものだと考えております。

○委員（新橋 実君）

それだけあれば十分対応できるということで理解してよろしいですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

総額からすると全く足りないと思いますけれども、あくまでも準備金ということで、国の要保護といったものとのバランスを考えて設定した数字でございます。

○委員（新橋 実君）

小学一年生の入学準備金というのは、平均でどれくらい掛かると思われますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

家庭によっても違いますので一概にどのくらいというのは、ですから、共通するものはランドセル、制服、学用品、靴、体育の服、文房具、そういったものが中心であろうと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時27分」

---

「再開 午後 4時30分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の保健福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。予算説明資料は、5ページから7ページでございます。今回の補正予算は、基幹相談支援センター運営事業に関する経費及び国・県支出金の確定に伴う償還金を追加計上いたしました。なお、基幹相談センターの開設場所は国分パークプラザ内を予定しており、現在、建物所有者の霧島商工会議所と協議を行っています。詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○生活福祉課長（堀之内幸一君）

まず、生活福祉課関連予算について説明申し上げます。予算に関する説明書は歳入が12ページから13ページ、歳出が32ページから33及び36ページから37ページ、予算説明資料は5ページ及び7ページでございます。なお、各課の説明は、予算説明資料により説明申し上げます。歳入と致しましては、平成29年度生活保護費国庫負担金精算において不足が生じた医療扶助費及び介護扶助費の追加交付として1,236万8,000円を計上いたしました。次に歳出でございますが、まず、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業、償還金利子及び割引料88万4,000円につきましては、平成29年度生活困窮者就労準備支援事業費に係る国庫補助金及び生活困窮者自立支援事業費に係る国庫負担金の確定に伴う精算返納でございます。続いて、生活保護総務費の生活保護総務管理事務事業、償還金利子及び割引料2,483万4,000円につきましては、平成29年度生活保護適正実施推進事業費に係る国庫補助金及び生活保護費に係る国庫負担金の確定に伴う精算返納でございます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

続きまして、子育て支援課関係予算について御説明申し上げます。予算に関する説明書は歳入が12ページから13及び16ページから19ページ、歳出が32ページから35ページ、予算説明資料は5ページから6ページでございます。歳入と致しましては、まず、平成29年度に不足が生じた養育医療費、児童手当、子どものための教育・保育給付費の国庫負担金の追加交付をそれぞれ16万9,000円、128万1,000円、6,961万5,000円計上しました。続いて、同じく平成29年度に不足が生じた養育医療費、子どものための教育・保育給付費の県負担金の追加交付をそれぞれ47万4,000円、3,480万7,000円計上しました。また、子どものための教育・保育給付費県補助金の追加交付を589万1,000円計上しました。次に歳出でございますが、まず、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業、償還金利子及び割引料197万4,000円につきましては、平成29年度保育所等整備交付金に係る国庫補助金の確定に伴う精算返納でございます。続いて、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業、償還金利子及び割引料1,852万円につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金及びひとり親家庭自立支援給付事業費に係る国庫補助金、平成29年度母子生活支援施設措置費国庫負担金、児童扶養手当給付費に係る国庫負担金の確定に伴う精算返納でございます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

続きまして、長寿・障害福祉課関係予算について説明申し上げます。予算に関する説明書は歳入

が12ページから19ページ、歳出が32ページから33ページ、予算説明資料は5ページから6ページでございます。歳入と致しましては、まず、平成29年度に不足が生じた平成29年度障害者自立支援給付費について、国、県それぞれ680万3,000円及び340万1,000円計上いたしました。また、基幹相談支援センター設置に伴う特定財源として、地域生活支援事業費に国、県それぞれ313万9,000円、156万9,000円を計上しました。次に歳出でございますが、まず、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業、償還金利子及び割引料3,183万7,000円につきましては、平成29年度障害者医療費国県負担金、平成29年度障害児通所給付費国県負担金、平成29年度特別障害者手当国庫負担金、平成29年度地域生活支援事業費国庫補助金、平成29年度低所得者保険料軽減負担金国県負担金の精算返納でございます。このうち、平成29年度低所得者保険料軽減負担金国県負担金の精算返納分につきましては、介護保険特別会計からの特別会計繰入金を特定財源として充当しております。続いて、障がい者福祉費につきましては、910万1,000円を計上いたしました。内訳につきましては、障がい者が複数の障害を抱えている場合などの支援困難事例に対する専門的対応、他の相談支援事業所への指導・助言・調整など、障がい者福祉相談に関するワンストップ拠点となる基幹相談支援センター運営事業でございます。特定財源としては、先ほど申しあげました国県補助金を充当しております。また、制度の適用順序として、障害サービスより介護保険サービスが優先されることになっていることから、介護保険制度に定める特定疾病のある40歳以上65歳未満の障がい者及び、障がい者が65歳に到達した場合、65歳以上の障がい者で介護保険制度との調整が必要な場合、障がい者と高齢者が同居している場合など、霧島市地域包括支援センターと密接に連携する必要がありますので、霧島市地域包括支援センターの本所がある国分パークプラザ内に基幹相談支援センターを開設することとして、霧島商工会議所と詳細の協議をしているところです。

○健康増進課長（林 康治君）

健康増進課関係の予算について説明申し上げます。予算に関する説明書は38～39ページ、予算説明資料は7ページでございます。保健衛生総務費、保健衛生総務管理事務事業の償還金利子及び割引料27万4,000円につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金、平成29年度妊娠・出産包括支援事業費国庫補助金の確定に伴う精算返納でございます。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま保健福祉部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

6ページの基幹相談支援センターの委託料、人件費、事務費、事務所借上げ費、総額で、768万1,000円となっておりますが、これの内訳を教えてください。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

内訳でございますが、人件費約568万円、事務所借り上げ117万7,000円、事務費82万2,000円程度であります。

○委員（山田龍治君）

この人件費は一人分ですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

障害の種別等がございますので、事務職員等も含めまして5名分を計上いたしております。

○委員（松元 深君）

この事業は、5名分とありましたが、霧島商工会議所と詳細な協議をしているということで、予算を取らないとスタートできないと思うのですが、いつから開設できる予定ですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

12月1日に記者会見でも御説明申し上げましたとおりに、12月から別館1階で準備室として開設を始めて、その後商工会議所のほうで入居する部屋の準備をしていただいて、整った段階で移設をしたいというふうに考えているところです。

○委員（松元 深君）

確認ですが、今事務所借上げ117万7,000円はどういう計算でされているのか確認しておきます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

開設時期が、借りる部屋の準備が整うということも含めまして、予算の中では4か月分を計上しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

今回の基幹相談支援センターを開設するということでありまして、事前評価表を見てみますと本年度、成果指標として400人と、来年度からは1,600人から1,900人と、こういうことで成果指標が示されているところなんですけれども、現に今扱っている身体障害者、それから療育手帳の所有者、精神障害者、これらの方たちの相談を受けている件数からして、この推計値というのはどういうふうに推し測っているんでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

平成29年度の実績でございますが、一般的な相談として、例えば、大きく三つの事業所に一般的な相談をお願いしております。二つの事業所が年間契約の委託契約、一つの事業所は、精神障害のある方の通う事業所ということで相談を受けてくださいということでお願いをしております。ほかの事業所で単価契約により少しずつあるところがございますが、大きく分けてこの三つということになります。A事業所さんでお願いしているところが年間の電話相談が1,360件、来所相談160件、訪問が588件というふうになっているところです。B事業所さんは電話相談349件、来所相談23件、訪問が91件となっております。それから精神障害のある方が通って相談も受けてくださっているところは、電話相談1,811件、来所相談526件、訪問214件というような形での相談を受けていらっしゃいます。少しずつ基幹相談支援センターのほうには移行をしなければならないと思っておりますが、まずは、新規の方を基幹相談支援センターのほうで受けて、電話相談も受けつつ体制を整えていけたらと考えております。

○委員（宮内 博君）

三つの事業所でかなりの相談をこなしているんだなというのを、今数字的なものを示していただいて再認識したところですけど、今の話ではその将来的には、この基幹相談支援センター、ここを一つの拠点として行っていくということでもよろしいんですか。その並行して、そのABCの現在ある事業所についても行っていくということなんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

現在、一般相談ということで、委託事業で行っているところがございます。先ほど主幹が申しましたとおり、まずは新規の方々について基幹相談支援センターで受けたいというふうに考えております。これは特に障害のある方々と相談員の間で、そういういわゆる人間関係ができておりますので、そういうところを切り離して、いきなり後は基幹相談支援センターにというふうに移っていくわけにはいきませんので、そういう部分については、残していきながら一般相談事業のほうで残していきながら、新規の分を主に基幹相談支援センターで引き受けていきたいというふうに思っておりますので、そういうことで将来的には基幹相談支援センターに一本化できるものと考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で保健福祉部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 4時48分」

「再開 午後 4時50分」



## △ 議案第84号 平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第84号、平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

議案第84号、平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。今回の補正予算は、平成29年度介護給付費等の精算に伴う国、県等への償還及び一般会計への繰出並びに介護給付費準備基金への積立経費を計上いたしました。この結果、歳入歳出総額それぞれ1億9,299万9,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億910万1,000円とするものです。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明を致しますので、よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

詳細につきまして、説明申し上げます。まず、歳入です。予算に関する説明書の8ページから9ページでございます。(款)4支払基金交付金(項)1支払基金交付金(目)1介護給付費交付金205万8,000円及び(目)2地域支援事業支援交付金227万2,000円は、過年度分の追加交付でございます。予算に関する説明書の10ページから11ページでございます。(款)5県支出金(項)1県負担金(目)1介護給付費負担金3,798万2,000円は、過年度分の追加交付でございます。予算に関する説明書の12ページから13ページでございます。(款)8繰越金(項)1繰越金(目)1繰越金1億5,068万7,000円は、平成29年度決算剰余金でございます。次に、歳出です。予算に関する説明書は14ページから15ページ、予算等説明資料は15ページでございます。(款)1総務費(項)1総務管理費(目)1一般管理費(節)28繰出金873万4,000円は、平成29年度一般会計繰入金の剰余分を一般会計に繰出するものです。予算に関する説明書は16ページから17ページ、予算等説明資料は15ページでございます。(款)5基金積立金(項)1基金積立金(目)1介護給付費準備基金積立金2,052万8,000円は、後年度の保険給付等や第1号被保険者の保険料の上昇抑制の財源として活用するため、介護給付費準備基金に積立てるものです。予算に関する説明書は18ページから19ページ、予算等説明資料は15ページでございます。(款)7諸支出金(項)1償還金及び還付加算金(目)2償還金1億6,373万7,000円は、平成29年度の介護給付費、地域支援事業等の精算に伴う国、県に対する返還金でございます。以上で、議案第84号、平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、繰越金として計上されている1億5,068万7,000円、これは平成29年度の実質収支額をそのまま計上しているというふうに認識をしているところでありますけれども、この結果を受けて、基金に対して2,165万8,000円の積立てが行われているわけでありまして結果的に基金はいかほどになったのかについて説明をいただきたい。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

平成30年度末、つまり平成31年3月31日の見込みでございますけれども、今回積立てを致しますけれども、平成30年度予算で7,000万円の取り崩しを予定いたしておりますので、あと基金利子が未確定な部分がございますけれども、基金の年度末の残高は3月31日現在で5億7,800万円余りということで予定をしております。

○委員（宮内 博君）

年度末で5億7,800万円ということになりそうだという話ですけれども、平成29年度の決算はこれから議論をするところでありますが、5億1,675万円ではないのかなというふうに思うんですね。そ

れでそれからすると6,000万円余り今積立てをするということになってくるわけですけど、これは今回、介護保険料の引上げが行われて、今回の補正が行われるわけでありませけれども、いわゆる引上げ前の推計値として弾き出している金額と今回の補正を受けて金額とでは、どういう状況ですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

基金についてということでございますけれども、今回、平成29年度の決算委員会で御説明することになるわけですが、平成29年度の決算の中で介護給付費準備基金を3,769万1,000円取崩しております。それで運営をしたわけですがその結果として、保険料が2,000万程度残ったということでございまして仮に取崩しをしていなければ保険料不足に陥っていた状況でございますので、今回の積立額は去年の額に比べると少ないわけでございますけれども保険料としては給付費の伸びに対して適切であったというのか、ぎりぎりあったというのか、言い方はいろいろあると思っておりますけれどもさほど見込み間違いのない保険料として収納しているのではないかとこのように考えているところでございます。

○委員長（木野田誠君）

もうすぐ5時になります。審査を続けてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにします。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで議案第84号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時59分」

---

「再開 午後 4時59分」

## △ 自由討議

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。まず、議案第83号について、意見があれば御発言ください。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第83号の自由討議を終わります。次に議案第84号の自由討議に入ります。意見があれば御発言ください。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第84号の自由討議を終わります。

## △ 議案第83号 平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（木野田誠君）

これより議案処理を行います。まず、議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（山田龍治君）

私は、議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論させていただきます。反対の理由は、牧園総合支所及び牧園老人福祉センター複合施設事業についてのみです。それ以外の予算について反対するものではありません。今回の補正予算では、霧島市光ブロードバンド整備計画など多くの市民の皆様の要望もあり、早期に対応する必要があります。この施策は高く評価しているところであります。しかしながら私は、総合支所建設自体に反対であり、

当初予算でも牧園庁舎建設に関わる造成について、これを賛成することになると建設を認めるということになりますので反対をさせていただきました。今回の計画変更も設計変更も補正予算を賛成することになれば建設を認めるということになりますので、同じ理由から反対をさせていただきたいと思います。霧島市の将来を考えると、これから人口減少が進んでいく。また、庁舎等を含めて、今の庁舎の耐用年数が25年ある中で、本当に建設の必要があるかという理由からです。以上の理由で、補正予算を反対とさせていただきたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

原案に賛成者の発言がありましたら許可します。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、提案をされております、一般会計補正予算（第2号）の中で、一つには、今山田委員のほうから討論がありました牧園庁舎の新たな建設の関係についてであります。現庁舎は、まだ耐用年数をはるかに残している中で、新しく総合支所の庁舎を建設しようというのであります。これは過去の政治的な判断が本当にどうだったのかということが、今問われているというふうに思います。執行部としては現在、丘の上にあります庁舎よりも新しい庁舎が銀行や店、あるいは学校、商店などにも近いということからその利便性を強調しているところではありますが、その状況は現在使っております牧園総合支所が建設をされた段階から大きな変化はないというふうに私は認識をしているわけです。そういう意味では、当時の政治的な判断が、どうだったのかということが今正に問われていると思います。結果的に新たな財源の投入をして建設をしなければいけないという事態に陥ったということを深く総括をしていかなければいけない案件だということを、この点については申し上げておきたいと思います。また二つ目には、今回地方自治法及び地方公務員法の改正を受けて、臨時職員の雇用管理事務として200万円が計上をされているところでもあります。これは国会で2017年の5月に成立をした法案を受けてのものでありますけれども、私ども日本共産党は、この一部改正について反対の立場を明確にしているところでもあります。その大きな理由に今霧島市でも非正規の臨時職員の労働者が約600人雇用をされている中にありますけれども、市民サービスを進める上で極めて大事な役割を果たしているところでもありますけれども、本法律の一部改正によりまして、期限付きの任用が法制化をされるということになりました。議論の中でもその点については明らかになったところではありますが、非正規職員の労働条件が悪い状況の中で働かされざるを得ない、こういう状況が広がることにつながるのではないかということ大変危惧をしているところでもあります。総務省が臨時・非常勤職員は、地方行政の重要な担い手であって、改正法案をもって任期の適正化や処遇の改善を行うものだというふうに言っているわけでありまして、これが場合によっては任期を設けることによって再度の任用というのがなかなか困難になるという実態を生み出しかねないというふうに思います。今非正規職員は、極めて厳しい労働条件の中で働いている中にあります。そういう労働条件を、さらに引き下げることにつながりかねない問題を含んでいるということを指摘いたしまして、本制度導入による費用の計上につきましては、反対であるということを上げておきたいと思います。そのほかの案件については、指摘をしないということを上げておきます。

○委員（松元 深君）

議案第83号、平成30年度霧島市一般会計補正予算について、賛成の立場を明らかにして討論いたします。総合支所庁舎建設については、我々議員と致しましても、いろいろ議論を重ねた上で賛成の立場を明らかにしているところでもあります。そして、今回建設の見直しとして、複合施設等の縮小、庁舎の施設の見直しが行われていることを評価するところでもあります。そして、債務負担行為として市民の皆様が願っておりましたブロードバンド整備に8億5,700万円、また敷根清掃センターも、もうすぐ耐用年数を迎える中で、基本設計等業務費として1億5,386万1,000円を計上されたこ

とを評価いたします。そして、新規事業として、基幹相談支援センター運営事業を12月からスタートしたいということで968万1,000円の計上がされております。いろいろ障害で困った方々への支援として大変すばらしい取組と思います。また、教育委員会と致しましても小学校入学前に準備金としての一時金を支給するなど、今回の補正予算に対して賛成の立場を明らかにして、委員諸兄の賛同を求め賛成討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人です。起立多数と認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第84号 平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第84号、平成30年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、提案をされております、介護保険特別会計補正予算（第1号）でありますけれども、これは本年4月から3年間の第7期介護保険事業の初年度に当たる最初の補正予算として計上をされているところであります。御承知のように第6期事業の中で、基準額の介護保険料は6万6,000円でありましたけれども、本事業が開始をされました第7期の介護保険料は基準額で7万2,760円であり5,760円の介護保険料の引き上げが行われて、実施をされている中にございます。補正予算の議論の中でも明らかになりましたけれども、介護保険の給付費準備基金が、今回2,052万8,000円積立が行われる予定で計上されているわけでありましてけれども、その結果、平成31年3月31現在の介護保険の基金積立金の見込みが、5億7,800万円となることが答弁の中でも明らかになっております。これから議論をされる平成29年度の介護保険給付費準備基金積立金は5億1,675万円でありまして。約6,000万円の積立が行われることになっております。私は、この積立の一部を活用して、介護保険料の負担軽減を行うことを、これまでも求めてまいりましたけれども、この結果を踏まえれば基準額で5,760円の引上げを行うことはなかったのではないかとこのことを指摘いたしまして、本補正予算には反対を致します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、討論を終わります。採決します。議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人です。起立多数と認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

審査が全て終了いたしました。委員長報告について何か付け加える点があればお出し頂きたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

敷根清掃センターについては、新しい施設も現在の進入路を使うという説明がありました。現在の進入路は国道との取付けが鋭角で、非常に出入りが危険であります。今回清掃センターの施設計画に伴って、安全で信号機が設置できるようなそういう国道との取付けをしていただきたいということを付け加えていただきたいと思っております。

○委員長（木野田誠君）

それでは、ただ今の御意見を織り込むこととし報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 5時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長

木野田 誠